

# 「空港制限区域内における自動運転車両の 走行ガイダンス」の改定案について

国土交通省 航空局  
令和6年3月

# 運用ルールWGの検討内容

- 空港制限区域内における自動運転レベル4導入の際の運用ルールの規定方法として運用セーフティルール(仮称)を定める。
- R5年度において検討した運用セーフティルール(仮称)は「空港制限区域内における自動運転車両の走行ガイダンス」等に追加し、空港管理者における自動運転導入時の判断基準に資するものとする。
- 運用セーフティルール(仮称)は、①遠隔監視に関する要件、②車両が備えるべき装備に関する要件、③空港管理者が行うべき事項の要件及び指針の改正案・ガイダンス素案確認の3段階に分けて検討を行う。

## ● 関連文書

### 空港運用業務指針

航空法施行規則第92条に規定される空港等の機能の確保に関する基準に基づく、空港の安全運用に関する業務のうち、空港運用業務の指針を定めることにより、航空交通の安全と空港の業務に従事する者の安全を確保することを目的としたもの。

制限区域内における自動運転車両の使用を承認する際の条件、自動運転車両を運転する際の規則等についても規定されている。

### 空港制限区域内における自動運転車両の走行ガイダンス

空港管理者が空港運用業務指針に基づき対応する際の参考として作成されたもの。

### 安全性に関するチェックリスト

模擬フィールド試験等の事前確認に使用するために作成されたもの。車両性能等について規定。



運用セーフティルールはこれら文書に反映し、関連する空港運用業務指針の改正等を行う

# 空港制限区域内における自動運転車両の走行ガイダンス

- 「空港制限区域内における自動運転車両の走行ガイダンス」は空港運用業務指針の関連する事項を補足する文書として作成する。(空港運用業務指針についても合わせて改正が必要)
- 走行ガイダンスの目次構成案は以下の通り。

## 現 走行ガイダンス文書目次

- 1.目的
- 2.空港制限区域内における自動運転車両の取扱い
- 3.走行性能の事前確認
- 4.自動運転車両の使用承認に係る手続
- 5.空港制限区域内における試験走行の実施と走行条件等の設定
- 6.自動運転車両の車両運転の取扱い
- 7.関係者に対する自動運転車両に係る安全知識の付与
- 8.その他の手続等

挿入

## 新 走行ガイダンス文書目次案

- 1.目的
- 2.用語の定義 ※新設
- 【レベル3自動運転車両に関する目次】
- 3.自動運転レベル3に相当する空港制限区域内における自動運転車両の取扱い
- 4.自動運転レベル3に相当する自動運転車両走行性能の事前確認
- 5.自動運転レベル3に相当する自動運転車両の使用承認に係る手続
- 6.自動運転レベル3に相当する自動運転車両の空港制限区域内における試験走行の実施と走行条件等の設定
- 7.自動運転レベル3に相当する自動運転車両の車両運転の取扱い
- 【レベル4自動運行に関する目次】
- 8.自動運転レベル4自動運行に係る車両運転許可 ※新設
- 9.自動運転レベル4自動運行に係る車両使用承認 ※新設
- 10.自動運転レベル4自動運行に係る自動運転車両使用承認 ※新設
- 11.自動運転レベル4自動運行に係る自動運行事業者承認(事業者適格性審査) ※新設
- 12.自動運転レベル4自動運行に係る自動運転運行計画許可(運行計画審査) ※新設
- 【レベル3・レベル4に共通する目次】
- 13.交通ルールと関係者に対する自動運転車両に係る安全知識の付与 ※追記
- 14.空港管理者がその他行うべき事項 ※新設 (次項参照)
- 15.その他の手続等 ※追記

## 現 空港運用業務指針文書目次

- 第1章 総則
- 第2章 制限区域立入及び車両使用の取扱い
- 第3章 制限区域車両運転の取扱い及び運転規則
- 第4章 工事等作業のための制限区域立入等の取扱い
- 第5章 制限区域等の安全点検と運航制限
- 第6章 エプロンの運用
- 第7章 エプロン等の安全管理
- 第8章 野生動物と航空機の衝突の防止
- 第9章 航行不能航空機の撤去
- 第10章 低視程時における空港の運用

一部改正

- <申請様式の追加>  
運用業務指針に、申請様式を追加
- ・自動運転車両使用承認許可申請書(仮称)
  - ・自動運行事業者承認申請書(仮称)
  - ・自動運転運行計画許可申請書(仮称)

# 「14.空港管理者がその他行うべき事項」の節構成

- 「空港制限区域内における自動運転車両の走行ガイダンス」における「14.空港管理者がその他行うべき事項」の節構成案は以下の通り。

## 1. 全般

- 1) 各種申請の審査と承認
- 2) レベル4自動運行の運用状況の定期的な検査
- 3) レベル4自動運行の承認取り消し
- 4) 自動運転車両の駐停車禁止場所の設定

## 2. 周知

- 1) 空港関係者への交通ルールの周知
- 2) 空港関係者への自動運転車両の走行ルート・挙動の周知
- 3) 工事や緊急車両通行による自動運転車両の走行ルートの変更・走行環境条件の変更に関する調整と周知

## 3. 連絡体制の整備

- 1) 空港管理者-レベル4自動運行実施者間の連絡体制と連絡を受けた対応
- 2) 空港管理者-空港関係者間の連絡体制と対応
- 3) 誘導路(サービスレーン含む)及び滑走路進入時のレベル4自動運行実施者間(-空港管理者)-管制機関の連絡体制と対応

## 4. インフラ施設仕様の情報提供及び整備調整

- 1) 共通インフラ整備に関する必要性や導入に関するレベル4自動運行実施者との調整
- 2) レベル4自動運行実施者に対し利用・接続を義務づける共通インフラの特定及び公表
- 3) 駐車スペースや充電スペース等のレベル4自動走行に係る周辺インフラの整備
- 4) レベル4自動走行経路付近の歩行者向け余裕空間の設定